

第八章 * 地代に対する課税

1 第八章 * 地代に対する課税

地代への課税は地代にのみ作用し、その負担はすべて地主が負い、消費者への転嫁は起こらない。地主は地代を引き上げることはできない。この課税では、耕作されている最も生産性の低い限界地とそれ以外の土地との収量差が変わらないからである。いま番号一、二、三の土地が同じ労働で小麦一八〇、一七〇、一六〇クオーテーをそれぞれ生産しており、番号三は地代を払わず、したがつて課税されない。したがつて番号二の地代は一〇クオーテー、番号一の地代は二〇クオーテーを超えさせることはできない。この課税によって粗生産物の価格は上がらない。番号三の耕作者は地代も税も負担せず、価格を引き上げる根拠がないためである。さらに、地代への課税は新規開墾や新たな耕地の導入を妨げることもない。新しく耕す土地には地代が発生せず課税対象外だからである。仮に番号四の土地が耕作に加わり、小麦一五〇クオーテーを生産しても、その土地は無税であり、その結果番号三に一〇クオーテーの地代が生じ、同地も課税されるよ

うになる。

地代に課税すると、地主の利潤に対する課税となるため耕作が抑制される。地代という語は、借り手が地主に支払う総額を指すことがあるが、本来の地代は土地の使用対価に限られる。地主が費用を負担した建物や設備その他は厳密には農場の資本の一部であり、地主が提供しないのであれば本来は借り手が用意すべきものである。地代とは、土地の使用、土地の使用のみに対して地主に支払われる金額である。これとは別に地代の名で支払われる追加分は建物等の使用の対価であり、実質的には地主の資本から生じる利潤である。したがって地代を区分せず一括で課税すると、土地使用分と資本使用分が混同され、税の一部が地主の利潤に及ぶことになり、原料農産物の価格が上がらない限り耕作は割に合わなくなる。地代のかからない土地でも、建物の使用については地代という名目で地主に補償が支払われ得る。これらの建物は、通常の費用に加えてこの追加的な税負担も賄える販売価格が見込めるまで建てられず、そのような土地で原料農産物も栽培されない。結局、この税の最終的な負担は地主や農民ではなく、原料農産物の消費者に転嫁される。

地代に課税すると、地主は、土地そのものの使用に対して支払われるものと、建物や

3 第八章* 地代に対する課税

地主の資本で施された改良の使用に對して支払われるものを、ほどなく切り分けるだろう。後者は家屋や建物の賃料と呼ばれるか、または新たに耕作に組み込まれるすべての土地では、こうした建物や改良は地主ではなく借り手が行うようになる。資金は地主が実際に拠出することもありうるが、名目上は借り手の支出とし、地主が貸付や賃貸期間中の年金の購入という形でその資金を与える取り決めがなされる。区別の有無にかかわらず、地主がこれら異なる対象について受け取る報酬の性質には実質的な違いがあり、土地それ自体の眞の地代への課税は全面的に地主が負担する一方、農場に投下された地主資本の使用に対する報酬への課税は一次產品の消費者に転嫁される。したがつて、地代に課税しつつ賃料に含まれる建物や付属設備の分を分離しないままであれば、その負担は長期的には地主ではなく消費者に移る。建物などに投じた資本は通常の利潤を生むべきだが、限界地では、それらの費用が借り手の負担とならなければこの利潤は生じなくなり、もし借り手の負担となるなら、借り手の利潤は通常水準を下回るため、結局は消費者価格への上乗せで回収される。